

府 番 第 115 号
総 行 住 第 88 号
総 行 福 第 49 号
総 行 情 第 45 号
保 国 発 0912 第 1 号
保 高 発 0912 第 1 号
令 和 元 年 9 月 12 日

各都道府県社会保障・税番号制度担当部局 御中
各指定都市社会保障・税番号制度担当部局 御中
各都道府県総務部（人事担当課・市町村担当課・区政課扱い） 御中
各指定都市総務局（人事担当課扱い） 御中
各都道府県民生主管部局（国民健康保険主管課（部）後期高齢者医療主管課（部）） 御中
各都道府県後期高齢者医療広域連合 御中

内閣府大臣官房番号制度担当室参事官
総務省自治行政局住民制度課長
総務省自治行政局地域情報政策室長
総務省自治行政局公務員部福利課長
厚生労働省保険局国民健康保険課長
厚生労働省保険局高齢者医療課長

マイナンバーカードの取得促進に向けた広報について（依頼）

平素よりマイナンバー（社会保障・税番号）制度の推進に御協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

本年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」及び「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）において、令和3年3月からマイナンバーカードの健康保険証（国民健康保険被保険者証及び後期高齢者医療被保険者証を含む。）利用を本格運用することとし、令和4年度中におおむね全ての医療機関等での導入を目指すこととされています。また、保険者毎に被保険者のマイナンバーカードの取得促進を進めるとともに、国家公務員や地方公務員等については、マイナンバーカードの本年度中の取得を推進することとされております。

また、令和2年度に実施することとされているマイナンバーカードを活用した消費活性化策については、早急に具体的な制度設計と実施に必要な環境整備を進め、マイナンバーカードの普及につなげることとされております。

さらに、安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定し、これらの施策が円滑に実施されるよう、国は、市区町村毎の交付円滑化計画の策定を推進し定期的なフォローアップと必要な支援を行うとともに、マイナンバーカードの利便性や安全性の理解促進に向けた積極的な広報をあらゆる媒体を通じて展開することとされております。

本年9月3日に開催されたデジタル・ガバメント閣僚会議（第5回）においては、「マイナンバーカード交付枚数（想定）・マイナンバーカードの健康保険証としての医療機関等の利用環境整備に係る全体スケジュール」が決定されるとともに、マイナンバーカードの普及に向けた今後の広報展開の方針として、業所管官庁や地方公共団体等を通じて広報素材を積極的に配布し、事業者や関係団体等の協力も得ながら国民に広く周知していくことが確認されたところです。

つきましては、上記方針を踏まえ各地方公共団体におかれましては、下記事項にご配慮の上、添付の広報素材（ポスター「これからは手放せないマイナンバーカード」のほか、5種類のリーフレット「①つくってみよう！マイナンバーカード」、「②持ち歩いても大丈夫！マイナンバーカードの安全性」、「③こんなときあってよかった！マイナンバーカード」、「④マイナンバー マイナンバーカード この2つの違いは?」、「⑤つかってみよう！マイナポータル」）をご活用いただき、早期のマイナンバーカードの取得促進に向けた周知・広報に各部局で連携して積極的に取り組んでいただきますようご協力をお願いします。各都道府県におかれては、この旨を域内の指定都市を除く市町村に対して周知いただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項及び同項の規定を準用する同法第292条に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

- 1 市町村におけるマイナンバーカードの円滑な取得の推進については、「マイナンバーカード交付円滑化計画の策定について」（閣副第396号・府番第117号・総行情第49号・総行住第83号 令和元年9月11日通知）において、マイナンバーカードの交付体制の増強や普及促進に計画的に取り組むとともに、内閣府より提供することとしている広報素材を積極的に活用し住民への周知広報を実施することとされていること。
- 2 令和2年度に実施することとされているマイナンバーカードを活用した消費活性化策については、マイナンバーカードを取得し、マイキーID設定した者を対象とする予定であることから、住民に対するマイナンバーカードの早期申請及び「マイナポイント」施策に関する広報について積極的な協力をお願いしたいこと。

- 3 マイナンバーカードの健康保険証としての利用については、「マイナンバーカードの取得と健康保険証としての利用の推進について（依頼）」（保発第 0903 第 8 号 令和元年 9 月 3 日通知）において、各保険者は市町村と協力の上、被保険者に対するマイナンバーカードの健康保険証利用に関する周知広報や被保険者のマイナンバーカードの取得促進に取り組むこととされていること。
- 4 地方公務員等によるマイナンバーカードの取得については「地方公務員等のマイナンバーカードの一斉取得の推進について（依頼）」（総行福第 23 号 令和元年 6 月 28 日通知）において、所属部署を通じた交付申請書等の配付、所属部署への交付申請書の提出などにより、組合員及び被扶養者のマイナンバーカードの本年度中の取得の推進をお願いしていること。
- 5 なお、添付のポスター及びリーフレットのうち、ポスター（「これからは手放せない！マイナンバーカード」）及びリーフレット（「つくってみよう！マイナンバーカード」）については、後日、各地方公共団体の社会保障・税番号制度担当部局に対し、紙媒体によりまとめて一定部数をお配りすることとしており、各部局においてご活用いただきたいこと（詳細別途連絡）。
- 6 今後、マイナンバーカードの利便性向上と早期取得を呼びかけるアニメーション動画やポケットティッシュなど広報素材を順次提供する予定であり、マイナンバーカードの申請勧奨等にご活用いただきたいこと（詳細別途連絡）

【広報素材について】

内閣府大臣官房番号制度担当室

担当 中井・小口 電話 03-6441-3459

【カード取得一般について】

総務省自治行政局住民制度課

担当 木崎・田川 電話 03-5253-5397

【マイナンバーカードを活用した消費活性化策について】

総務省自治行政局地域情報政策室

電話 03-5253-5525

【地方公務員等のカード取得について】

総務省自治行政局公務員部福利課

担当 原・須賀 電話 03-5253-5557

【国民健康保険関係について】

厚生労働省保険局国民健康保険課

担当 森山・川瀬・増田 電話 03-3595-2565

【後期高齢者医療制度関係について】

厚生労働省保険局高齢者医療課

担当 浅見 電話 03-3595-2090

① 「これからは手放せない！マイナンバーカード」
(A2・A3)



② 「つくってみよう！マイナンバーカード」
(A4・両面・3つ折り)



③ 「持ち歩いて大丈夫！マイナンバーカード」
(A4・両面・3つ折り)



④ 「こんなときあってよかった！マイナンバーカード」
(A3・両面・2つ折り)



⑤ 「マイナンバー マイナンバーカード この2つの違いは？」
(A3・両面・2つ折り)



⑥ 「つかってみよう！マイナポータル」
(A3・両面・2つ折り)

